

は じ め に

本学には、人権教育研究委員会というものがあり、今年その委員長をしている西野と申します。所属は社会福祉学部です。これから、新入生の皆さんに恒例の人権講演を聞いていただきます。人権問題といえば、皆さん方、高校その他でたびたび聞いており、「もうよく分っている。人の嫌がることをやらない、自分がされてイヤなことは他人にもやるべきでない。そういうことを心掛けていればいいんだ」と考えておられるかも知れません。確かに、わざわざ人の嫌がることをやろうという人はここには誰もいないと思います。しかし、我々は知らないうちに人の嫌がることをしてしまったり、人を傷つけている場合があります。だからといって、知らなかったんだ、そんな気はなかったんだ、ではすまされません。

たとえば、「めくら蛇に怖じず」という言葉があります。「めくら」という言葉は、差別用語として使われなくなりました。長い間にわたって「めくら」という語に、差別的な、軽蔑するような意味合いを込めて使ってきた歴史的背景があるからです。「目の不自由な人々を〔め

くら]と言ったからといって差別する気持ちはない」といっても、受ける側、目の不自由な方は不愉快な思いをするといういことで、今では使われなくなりました。この4月1日から、従来「精神薄弱」と言われていた言葉が「知的障害」という言葉に変えられました。これも「精薄」という言葉で侮蔑的に使われてきたのでよくない、と改められたわけです。「知的障害」という言葉がいい言葉かどうかは別として、少なくともそういう経過を踏まえて、改めるべきところは改められてきたのです。

先程の「めくら蛇に怖じず」は、蛇という危険がすぐ傍にあるのに、目の見えない人は気づかない、と嘲る意味の言葉ですが、ここでは「めくら」が、危険が迫っているのに平気であるような馬鹿な人、にぶい人の代名詞に使われているのです。目の不自由な人が不愉快になるのは当然だと思いませんか？

同じように、我々は従来、何気なく使っていた言葉で間違いを犯したり、気づかないうちに人を傷つけてきたことがよくあるわけです。それは、気がつかなかった、少なくとも私はそんな意味で使ったのではない、という言訳で許されることではありません。ですから、いろいろ

ろと話を聞き、勉強して、そういう言葉もよくないのだ、そんな言葉に敏感にならざるをえない人もいるのだ、ということも多く知ることによって、人権問題がより深く理解できるものだと思います。

差別問題は被差別部落の問題だけではなく、女性差別の問題もあります。いまでも、男女同じように採用するタテマエを掲げながら、実際は女性を採用しない企業があります。また、子どもだから老人だからと差別扱いされることも少なくありません。さらに、障害者の問題、外国人の問題もあります。いろんな形での人権問題がまだまだあるわけです。

本学は、特に、人権問題に関心を持ち、積極的に取り組んできました。そういう意味で、入学早々の皆さんにも先ず人権問題について講演を聞いていただきたいと思っています。

今日、お話をさせていただくのは、野田正人先生です。社会福祉学部助教授です。テーマは「人権を子どもから考える」。野田先生は、皆さん方の先輩で、花園大学の卒業生です。卒業後、家庭裁判所の調査官に携わっておられました。そういう点でも人権問題に深くかかわって

きておられます。一昨年、神戸の事件の時には、テレビにもたびたび登場されていまして、ご記憶のある方もいるかもしれません。人権問題、子どもの問題、子どもの権利の問題に詳しい、熱心な先生であります。あるいは、皆さん方には、厳しい面があるかもしれません。それは皆さん方の先輩であるがゆえに、私たち以上に立派に成長してほしい、より豊かな心を持ってほしいという願いが大きいからだと思います。実際の先生は、面倒見のいい先生でして、親身になって学生たちの相談にのり、関係先との折衝にあたっただけでございますので、素晴らしい話を聞けるものと思います。それでは、早速お願いすることにいたしましょう。野田先生、どうぞよろしくお願いいたします。

1999年4月

花園大学社会福祉学部長・人権教育研究委員会委員長

西野 孝

人権を子どもから考える

野 田 正 人

(花園大学社会福祉学部助教授)

花園大学で“学んで”

野田 おはようございます。ご紹介いただきました花園大学社会福祉学部の野田と言います。私は社会福祉学部
に属して、学部でゼミは持っていますが、講義はほとんど持っていないので、多分、今日を除いて皆さんにお話をする機会がないのではないかと思います。そういう意味で、最初のチャンスに話をさせていただくのは光栄で、ありがたいなと思っています。花園大学がこのキャンパスに移って22年になります。私は、このキャンパスでの最初の卒業生です。当時は社会福祉学部はなかったので、文学部社会福祉学科でした。その後、10年ちょっと、家庭裁判所で、非行の問題、家族が抱える問題を実務として仕事をしながら勉強をさせてもらい、花園大学に戻って丸10年になります。

就職して最初、最高裁判所に集められて東京に行くわけです。花園大学というと知られていない。「京都の」とつけなければいけない。腹立たしい思いをしていましたが、この頃は知名度が上がりまして、花園大学と言うと、「京都のね」と言われます。ごく稀に「ラグビーやるところですか」「うちのラグビー部も頑張っています」と。花大もデカくなったなと思っています。皆さんと一緒に学ぶ機会を得ました。皆さんには、いろんなことを考えてほしいと思います。私自身、子どもの頃、いろいろ悩みました。不登校をして高校も4年くらいかかって卒業しました。その時、自分の人生がある意味で嫌になっちゃったことがあって、違う人生を生き直す方法はないだろうかと考え、その結果、文学部に来た。何となくフィーリングが合いそうだったので来たのですが、卒業して20年たって今、考えると、結構、面白いなと。ぜひ皆さん一人ひとりに「なぜ、文学部、社会福祉学部に来たんや。花園になんで来たんや」と聞いてみたい。文学の面白さは、いろんな人生、何人分もの人生を生きられる。私は80歳か90歳まで生きたいと思っていますが、その間に百人の人と深い出会いができれば百人の人生を生きただこと、

つまり何千年も生きたことになるのではないかと考えながら、今、仕事をしています。

皆さんにも豊かな機会があればいいなと思います。人の人生、自分の人生を振り返ったり考えたりすることは、その人の辛さ、苦しさ、自分の欠点、嫌なところと向き合えないといけない。私は今、臨床心理士の資格を持ってカウンセラーの仕事をしています。楽しくてしょうがないからカウンセラーのところに相談に来ましたという人は滅多に会ったことがない。これまでに2、3人いるんですが、楽しくてしょうがない。他の誰も聞いてくれないのでカウンセラーのところに来ましたと。そうでない方は、とてもしんどくて、悩むことがあってカウンセラーのところに来るわけです。他人の分の人生を生きるというと偉そうですが、一緒に寄り添うことができるということはすばらしい。その分、しんどいことも多いなと思うことがあります。

そんな中で、私が専門にしている子どもや家族の問題から人権について考えてみたい。日頃、人権の講座でお話する機会は比較的ある方だと思いますが、私にとって人権とは何かを丁寧に掘り下げることより、今、目の前

でたとえば神戸のA君の事件があり、そのことで苦しめられている家族や、目先の問題をどうするかといったことを考えることが多いので、大上段に人権ということについて考える機会がなかった。今日は皆さんに教えるということではなく、一緒に考える機会にしたいと思います。

私は花園大学に来る前に愛知県にある大学で学生の指導をしたことがあります。そこは、関東と関西から半分づつくらい学生が来ているのですが、学生たちに人権の話をする、関西の方々は人権の問題はイコール同和教育のことだとスッと理解されることが多い。一方、関東圏から来た学生は、人権というと憲法の問題と理解をされていた印象を持っています。小学校、中学校、高校、大学に来るまでの教育の取り組みの違いが影響していると思います。花園大学は比較的西日本の方、近畿圏の方が増えていると思いますので、人権という同和問題と考えられる方が多いのかなと思います。もしそうでない方の場合は、違う考え方もあるということを知っておいてもらえたらいいと思います。

私は人権というのを、今日はこんなふうに考えたい。

「人権は、それがないと、それが守られていないと生きられない。生きることが大変難しくなるもの」。CAPという団体があります。子どもが虐待される。親から虐待される。性的ないたずらをされるといったことからどうやって子ども自身が身を守るかという運動をする団体です。今、日本でもあちこちでできています。子ども自身に人権を教える第一歩がそれです。人権はそれが守られていないと私自身が生きにくくなる。生きることができなくなってしまう。法律的な議論でそれでいいか、または歴史の中で、そういうとらえ方でいいのかどうかは議論があると思いますが。

私自身がカウンセラーとして、いくつかの中学校と、いくつかの高等学校に入っています。私がつける注文は職員室の中に机を置いてくれ。人権とか権利の話になると、カウンセラーが入ったら何かできるとか、特効薬のようなものがあればいじめがなくなるとか、そんな単純な問題ではない。少なくとも先生たち、生徒の皆さん一人ひとりが、人権の問題、人権はそれが守られていないと生きにくい、辛いよと。それについてきちんと考えていかないと、今の学校の中で自分自身、生徒、学生、先

生たち自身も、とても生きにくくなっている。そこをどうするかを考えるために、実践する場として学校に行かせていただいています。子どもたち一人ひとりと面接するだけではとても足りない。学校ぐるみで考えないといけない。そこで職員室の中に机を置かせてもらっています。そんな仕事の仕方をしています。

1994年、愛知県で大河内清輝君が亡くなりました。考えてみれば、彼が今、生きていたら18才です。皆さんと同じようにどこかの大学に入っていたかもしれない。実は大河内君の事件がきっかけで、国会で議論され、その結果、95年から文部省はスクールカウンセラー制度を学校の中に導入することにしました。大河内君の事件は私にとってもショックなことでしたが、その10年くらい前、東京で鹿川君がいじめられて東北に行って命を絶つという事件がありました。学校でお葬式ごっこをやられて、あろうことか、先生までもが「鹿川君、さようなら」と色紙に書いていた。私はその裁判をフォローする仕事をしていたのですが、その最中に大河内君の事件が起きました。

それとは別に、子どもさんを亡くされた保護者の方の

グループと一緒に話し合ったり、考えたりする場所を持っています。いじめで死んでしまったのは鹿川君と大河内君だけでなく、毎年もっともっとたくさんの人が亡くなっている事実があります。そんな中で、どうやったらそういうことがなくなるのか。今、一生懸命考えている。その中で子どもたちの人権、子どもたちの権利が守られているか。子どもたちが学校の中で生きやすい状態ではなくなっている。そこをどう考えるかに一番関心を持って見えています。

子どもの権利条約

「人権を子どもから考える」とテーマにしたのは、実は皆さんは、限りなく子どもに近い大人ではないかと思うからです。子どもは、何歳からかご存じですか？ 中学校、高校の社会科や家庭科の教科書に「子どもの権利条約」が出ていて、それを習った人もいるかもしれません。国際的には18歳未満を子どもと言います。条約に書かれています。日本は未成年という考え方がありまして、20歳未満というもう一つの線引きがある。大多数の方は、20歳未満ではあるが、18歳以上に入るのはではないか。こ

れがなかなか悩ましい年齢なんです。皆さん、大人ですか？ 子どもですか？

ジュネーブに国連の子ども権利委員会があります。昨年5月、日本の子どもの状況について審査する会議がありました。私も機会があって、審査会場に行っていました。そこの委員が「日本という国で18歳の人と19歳の人は大人ですか、子どもですか」と質問をされました。「条約から言えば大人ですが、日本の中で未成年という考え方があるので、まだすべての権利を与えられていません」と答えたら「それは真空地帯ですね」と国連の委員はおっしゃった。そういう意味で、18歳、19歳は大事な時期だろうと思います。皆さんは現在、競馬の馬券は買えない。お酒を飲ませてはいけない対象です。タバコも20歳未満は禁止されています。だけどパチンコはいいんです。風俗営業上のところもいい。難しい時期です。皆さんに、その時期、自分の今までの育ちがどうだったのかをぜひ振り返っていただきたいと思います。

最初に、子どもの権利条約のことをお話して、その後、私の考えている人権について話したいと思います。子どもの権利条約は、今から10年前、1989年に、国連で採択

されました。その10年前に国際児童年がありました。今から20年前です。国際児童年はなぜその年にあったか。その20年前に国連で子どもの権利に関する宣言が出された。末尾が9という年はどこかから大魔王が下りてくる話ではなく、子どもの権利について研究している者にとっては大事な年です。そもそもなぜ条約ができたのか。話かデカくなるのですが、実は世界平和のためなんです。第二次世界大戦が起こりました。国連の基本的な考え方では、第二次世界大戦はなぜ起こったか。世界の中でむちゃくちゃ悪い国があった。どんなふうに悪いか。差別の固まりで、自分の国は偉いが、他人の国はアホだと。自分の民族だけが立派で、よその民族はアカン。アカンだけでなく、そんな民族は殺してしまえという考え方をした国があった。その張本人の極悪非道な国が日本とドイツとイタリアだったという話です。

そこで戦争をなくすにはどうしたらいいか。いくつもの考え方があります。時間がかかるけど、でも一番大事なことは差別をなくすことではないか。自分だけが正しくて、自分だけが偉くて他のものを見下すという考え方に、戦争の大きな原因があったのではないかと思想的に

考えたわけです。自分が偉くて、他はだめだという考え方、これはある意味で差別と言ってもいいかもしれせん。この考え方が危ない、そこのところは一つぜひ考えていただきたいと思います。そこで世界中の人たちは皆平等なんだ。誰も差別されてはいけないという人権宣言が出されます。その中には男性と女性の問題も入ってくる。障害者の問題も入ってきます。子どもの問題も入ってくる。ところが、どうしても人権という時に、女性の問題、子どもの問題がずっと抜け落ちてきた。そこで子どもについてだけの人権宣言、それを出そうと考えられ、1959年に出されたのですが、それから20年たった79年になってもまだまだ子どもは大変な状況にあった。これはあかんわということで、新たに別の工夫をしようと作られたのが子どもの権利条約です。

子どもの権利条約はスグレものでして、私は1979年頃、大学を出て、裁判所に入りました。裁判所の中は国連でこの条約がどう作られていくかといった資料を比較的集めやすいところですよ。それで私は関心を持って見てきました。考えれば丁度20年になります。ある行政の偉いさんが、「子どもの権利条約は発展途上国、子どもの人権

が守られていない国の条約である」と昔、おっしゃった。明らかな誤りです。この条約は、子どもたちだけでなく、子ども期を過ぎた私にとっても、皆さんにとっても大変勉強になる、参考になる、そういう意味で、なかなかスグレものだと思っています。

一般的な人権の話をするのとちがって、子どもの権利の話をするので難しさを感じるものが一つあります。それは子どもはまだまだ大人と同じような、自分で自分を生かす力、ものごとを考える力を持っていない。普通の人考える一般的な人権ではなく、特別な問題として考えないといけない人権が出てくる。0歳で生まれたばかりの赤ちゃん、「赤ちゃんに人権があるんですよ」と言って「ああそうですか」「思想信条の自由があるんですよ」「ああそうですか」「言論の自由があるんですよ」「ああそうですか」と言ったって、「君は何を言ってもいいよ」と言われても、おぎゃあと泣いているところへ、「はい、これが人権ですよ」と言われてもむりです。子ども自身がその権利を行使することが十分守れない。そこで子どもを特別に保護しなければいけない。禁止をしなければいけないということも出てくる。制限すること

も出てくる。よかれと思ってかかわれば、かかわるほど、制限することはたくさん出てくる。ここがとても難しいところですよ。

皆さんは小学校、中学校、高校と過ごして行く中で、親から口やかましく言われたり、先生からいろんなことを禁止されたりということはありませんでしたか。ない人はいないんじゃないかと思います。「こういうことはしてはいけない」「あそこへ行くな」「あの子と付き合うな」「こんなものは持つな」「スカートの長さはこれだけ」「髪の毛は黒だ」と、いろんなことを言ってくれる人は基本的には悪意ではない。皆さんを差別しよう、人権を奪ってやろうと思っていない。

子どもの権利条約が言っている一つのことは、実はそんなふうに制限をする。子ども自身がまだ十分じゃないから大人が守ってやらないといけない。保護してやらないといけない。そういう部分をどう守っていくかということ、片方に置いておきながら、もう一つは、そうは言っても子どもの権利条約の目標は、世界平和なんです。戦争が二度と起こってはいけない。そのためには差別者を作ってはいけない。自分の権利は自分できちんと守れ

る、そのことを自分の口で言うことができる。主張できる。そういう大人をつくろうというのが、子どもの権利条約の目標です。18歳までは、「お前は子どもなんだから偉そうなことは言うな」と言われて18歳になった途端に、「はい、今日から君は大人です。すべてのことは自分で判断して生活しよう」と言われても「ちょっと待ってよ」と。そこで子どもは子どもであるけれども、でも基本的な人権はしっかり守っていきましょうと書かれているのが子どもの権利条約です。

片方で保護する。保護することは、ある意味で子どもの自由にはさせない。もう片方では子どもだって一個の人間だから人権をきちんと守ってもらわないといけない。国は努力しなさいと書いてある。ある意味で矛盾するんです。そこでどうしないといけないか。子どもの権利条約が考えついた一つの方法は、とにかく、そのことについて子どもたちの意見をちゃんと聞きましょう。そんなふうに書いてある。これが「意見表明権」と言われる部分です。子どもに対してだけ意見表明させて変じかないかと考える方もあるかと思います。子どもの権利条約で認められている権利は、本来、大人に当然認められてい

るべきものです。突然、大人になってから自分で意思を作り上げないさいとか、自分で判断しなさいということではなく、子どもの間から十分大事にされて、十分予行演習を積んで、差別をしない大人を作りましょうというのが、子どもの権利条約の趣旨です。

子どもの権利条約は皮肉なことに、大河内清輝君の事件があった頃から、日本国内で法律として認められています。皆さんが義務教育の時から、子どもの権利条約は日本国内で憲法に次ぐえらい法律として施行されているわけです。そのことを皆さんはどれくらい経験しながら、どんな体験を積みながら今日までこられたのか。これから大人になって、皆さんの次の世代、皆さんが親になって、子どもたちに、どういうふうに認め、どんなふうにかかわっていくのか。仏教学科の方は仏教の視点から、国文、史学の方々はその視点で、直接かかわることが多いだろう社会福祉の方は社会福祉の視点から問われる問題だろうと思います。

校則のこと

皆さんの子ども期がどうだったのか。ついこの間まで

皆さんなりに悩まれたと思いますが、校則の例を挙げたいと思います。校則と言ってもいろいろあります。特に、ここ2年ほどマスコミを騒がせた問題の一つに服装規定があります。比較的ここから近い京都府立のある高校では、それまで私服だったのに、校長先生が頑張るか、教育委員会が頑張るか知りませんが、制服を導入しようと、揉めたことがありました。実は私は全く逆の経験をこの数年の間にしたことがあります。私がスクールカウンセラーに行っていたある中学校のことです。最初に誤解がないように申しますと、私自身は制服を着せられるのは嫌です。今になって着ろと言われることはないですが、好きじゃありません。ですがさほどこだわっていません。どうしても着ろと目くじら立てるほどのことでもないだろうと思っています。それは私の個人的な感覚であって、基本的に服装や髪形は個人の自由に属するものだと思います。学校に制服がない方が絶対にいいとは思っていませんが、ない方がいいかもしれないと思っています。

私がスクールカウンセラーに行った中学校は、全県の中で私服の学校が一つもない県です。別に生徒たちの中

にも制服は絶対に嫌だという生徒がいたわけではありません。でもあれが不思議なんです、必ず服装違反してくる子がいるんです。生徒たちの中で制服廃止とか標準服をなくそうという話にはならない。先生方は先生方で一生懸命、服装違反を校門に立って「直せ」と言う。先生方の中には、あれが教師の朝の仕事だという人がたくさんいる。私がカウンセラーとして入ったのと子どもの権利条約ができたのが似たような時期でした。子どもの権利条約を読んでいると、「服装とか髪形も思想信条の自由とか意見表明権の対象になるから、標準服という名前で制服を着ろというのはおかしいのではないか」と先生方が思われた。勉強会をした。「カウンセラーの意見はどうですか」と聞かれました。私はこう言いました。「制服がいいとか悪いとかは基本的に学校の運営の仕方と、親と子どもがどう考えるかである。法律論的には基本的には親と子どもで決めることだろう」。学校はそういう服装をしていたらまずいぞ。人に迷惑をかけることはまずいぞという時だけ制限できるわけで、義務教育ですから、学校はぐちゃぐちゃ言うのはまずいと思う。でも、カウンセラーとしては学校にはそれなりの歴史があ

るという中で考えたらいいのではないか。

当時、大河内清輝君のいじめを見つけだせなかった。先生方は悩んだ。大河内君は死の直前でも、いじめられている場面でも、大人や他の人が見ている時は、いつもニコニコ笑っていた。それは皆さんもわかると思いますけど、本当の意味のニコニコじゃない。弱みを握られなくない、自分がこんなふうにしんどいのを知られてくない。プライドが許さないということで、まさに苦笑いというか、辛い笑いです。でもそれは先生には見えない。殴ったり蹴ったりされているから先生もいじめじゃないかと思って聞いたんですが、彼は笑っているだけなので、大したことはないのだと思っていたと、先生が証言されたと聞いています。

そこでいじめをどうやったら学校の中で早く発見して防止できるかと先生方は考えていた。そこでの話です。同じ服装を着せて、同じ髪形させて、同じ姿勢で座らせて、その上で自分の内面をわかろうというのはむりと違うか。わかることもあるんですね。「制服を着ろ」と言うのと、こんな長い、幅の広いものや、スカートが短いものを着る。違う恰好をしている。そこまでいけばわかる

んです。そんな話を先生方としました。片方で子どもたちの本当の姿を知りたい、心の苦しみを知りたいと言っているながら同じ服を着せて、同じ髪形をして、同じ姿勢で並んでいると納得するが、違う服装していたら気に入らん。それって言っていることとやっていることと違うように思えますね、私には。

その中学校はどうしたか。先生方で考え、保護者も巻き込んで会をして、最終的に標準服をなくしました。なくしたというより、標準服か私服かを選ぶことができる。論理的に矛盾するようですが、標準服は本来、そんなものだろうと思います。その結果、好きな恰好をして行くようになって、今で1年半たちました。その時、思ったんですが、奈良市の周辺は制服はないんです。4～5割の中学校は標準服はない。大学はいろんな高校から来ていますから聞いてもらったらいいと思いますが、私たちが常識だと思っていることは実は案外、常識でなかったり、正しいと思っていることは他の人から見たら正しくなかったりということがあるかもしれません。奈良市周辺の中学校から来た人は、「うちの学校、別に制服なんか着ないでもよかったで」。ある県では、「中学校で制服

がないところなんて、私学の特別なところだけと違うの。」
大上段に「髪形は思想信条の自由に反することだから、
たとえ学校が着ろと言っても私は私服で通します」と全
国にはそういう子どもも何人かいます。そういうネット
ワークもあります。それはそれで生きよう、ありようだ
と思いますが、本当に一人ひとりの心の中をきちんとを
理解する、その中でどうかかわっていくか、自分から
めて、子どもの権利条約のノウハウにからめて考えてい
くと、今、言ったような、結局、本人のためだと思って
制服を着させるのが幸せなのだと思います、制服を維
持するために校門のところで注意するのが朝一番の仕事
やと思います。それで動くという学校、かなりたく
さんあると思います。それと違う生き方もあるのではな
いかというのが、私自身、教えてもらったことです。

最近、学級崩壊があちこちで起こっています。これも
皆さんにぜひ聞いてみたいと思いますが、今まで小学校
6年、中学校3年、高校3年、都合12年、「こんな学級
潰れたらいいのに」と思ったことはないですか。「あんな
先公、やめてまえ」。かなりあるんじゃないかと思う
んです。実際に誰が崩壊させるかは別として、学級崩壊

は生徒たちの中では人気なのではないかなど。それがいいとは思っていませんが。ある高校でアンケートを採って、それを見せてもらいました。10年くらい前まで、時々、学校が荒れていた時期があって、その時のアンケートを見ますと、「学級がぐちゃぐちゃで困った。悲しかった、辛かったです」というアンケート結果が出てきます。この頃、学級崩壊を経験して中学校に上がって高校に上がってアンケートをとると、「学級が崩壊して面白かった」という結果が増えている。吉本かなんか見ているような感じで、首を傾げながらみるわけですが。

学級崩壊がなぜ起こるのか。教育委員会や先生たちはあってはいけないことと考えています。私の立場から言えば学級は崩壊しない方が変やと。今、私の話を3分の2の方は熱心に聞いていただいています。3分の1の方は自分の世界を行き来している。そういうのが普通だと思います。小さい時から全員が前を向いて授業を受けているのがあたりまえやということが相当むりがある。日本の教育はずっとそれでやってきたからすごいと思うんですが。本来、かなりむりしている。そんなふうに見えるか、考えないか。そんなふうに見えるが、でもそこ

で人権をどう考えるかを一方で考えないといけない。考え続けるといけないと思っています。その中からいくつか考えていることに触れさせていただきたいと思います。私自身、現在進行形です。一つでも二つでも、私はこう思うという人がいたら教えていただきたいと思いません。

人権は個別のもの

一つは、人権は基本的に個別のもの、一人ひとり単位で考えないといけないのではないか。みんなの人権、クラスの人権、村の人々の人権という考え方は大事ですが、私の立場から言うと、それって危ないな。なぜそう思うかということ、不登校の問題、「登校拒否」という言葉は使わないようにしていますが、不登校の問題との関係で感じることです。私自身も、中学から高校にかけて1年数か月学校に行かない時期がありました。なぜかと言われると難しいのですが。それは1970年頃のことです。その頃、後になって勉強してわかったのですが、日本の不登校が一番少なかった時期です。そのちょっと後になると急激にうなぎ登りに上がっていく。先生方は首を傾げ

るわけです。なぜ不登校が増えるのか。不登校は必ずしも勉強ができないから起きるのではありません。もう一つ、1970年代半ば過ぎから起こりだしたのが高校中退です。折角、高校に行ったのに高校を途中でやめてしまう。これは、突然ボンと増えてきます。そして、10年以上、横ばいです。年間全国で11万人くらいが高校途中でやめてしまう。現在、それとほぼ同じくらいの数の小学校、中学校の不登校の子どもたちがいます。すごいですよ。地方都市と同じの30万人くらいの人口が「うちの子どもが不登校や」「学校に行かれへん」と悩んでいるわけです。そういう状態がある。

そこで学校はいろんな手を使います。スクールカウンセラーもそうですが。そういう中で丁寧に見ていますと、いろんな手を打ち、方法を考える。クラスのほとんどの子どもはそれで救われる。それでよくなる。ところが全国統計で不登校の数は中学校で2～3%でしょうか。昔の消費税くらいです。大体、クラスに一人か二人です。それが全国で集まるとすごい数になる。不登校自体を問題だと思わないですが、少なくともその子自身はしんどいわけです。家族もしんどい。それを抱えている先生も

多くの場合しんどい。クラスの96~97%の子どもが賛成しても、その子がしんどいことはいくらでもある。クラスが一致団結して輝いているクラスと言っているところほど、何となくそこに入りきれない子どもはしんどい。輝けない。疲れる。皆さんもそんな経験はないでしょうか。何か自分だけ浮いている。皆と一緒にやっているけど、自分はむりしている。そういう人や保護者の方とお話をさせていただく機会が多い私にとっては、本当に「うちのクラスはいいクラスで」「この間の大会でこれだけ頑張りました」と言っている影で、しんどくなっている子どもと出会うことがあります。全体というものの見方は、かなりあやうい。問題の本質を見落とすことがあるのではないか。

権利と義務

それから、ちょっと違う話ですが、「権利、権利と言うな。義務を果たしてから言え」と言われたことがないですか。あれもあやしいなと思うんですね。人権は生まれながら持っている。生まれてすぐ権利は付与される。でも生まれてからすぐ義務は果たせないですよ。私が

缶ジュースを買いに行く。110円のところ、120円のところがありますが、私はお金を払うという義務を果たして、その結果、ジュースをもらうという権利を受け取る。民法では「双務契約」と言います。両方に責任が生ずるものです。人権はそういう性格ではないのではないかと考えています。権利と義務は人権に関しては対ではない。人は人であることによって人権は自動的についてくる。もちろん人権をきちっと生かすためには、他人の人権に配慮する上での義務はあると思いますが、権利を果たしたら、それと引き換えに人権が生まれるというものではない。むしろ義務を果たしてから権利の話をしろという人の考え方は何か。人権を制限するために使う理屈と感ずることがあります。学校内でも社会でもあると思います。福祉にかかわっていると、小さい子どもたち、重度の障害をもった子どもや成人の人たちと出会います。世間一般の義務を果たすのはかなり困難な状態です。その人は権利はないのか。そういうことを考えさせられることが多いので、権利と義務をワンセットとして考える考え方については常々疑問を持っています。

常識を疑い、学ぼう

少なくとも人権について考える時には、徹底して一度、常識を疑うことが大事ではないかと思っています。皆さんは皆さんなりの常識があるのだと思います。私には私なりの常識があります。常識は昔から考えられた結果、作り上げられたものが多いので、それはそれでスゲれものなんです。ところがその常識のあちこちに時々、危ないものがある。今日感覚からいけば常識が持っている非常識さ、非人権さがある。私が家庭裁判所に勤めている時、随所で常識対常識の喧嘩がありました。勤務期間10年ちょっと、そのうち家族問題を専門にやっていたのは4、5年で、1,000組以上の離婚話に立ち会ったと思います。4月2日に、T.M.Revolutionの西川さんが結婚しました。若い人が結婚してくれるのはすごいと思う。一方で20歳代から離婚の話聞いていた私は、結婚は金輪際せんとうこうと思ったりしたわけですが、そういう常識合戦、常識対常識の勝負の中で、そのことをどんなふう考えていくのか。制服の問題、中学校で制服を着るのはあたりまえだと思っている人がいるけど、世界で見たら全然あたりまえじゃないですよ。奈良あたり

に行くとは半々です。私がかかわっているある県では中学校が100校ありますが、そのうち1校ではあたりまえではない。他はあたりまえです。そう考えていくと、他にも一杯そんなことがあります。皆さんが独自で思っていること、こんなことは男の仕事だ、こんなことは女の仕事だと思っていること。ぜひそういうことについては一度考え直していただきたい。皆さんの方が常識を疑うのは、世代的な問題、文化状況の考え方でも多分考えやすいと思います。だからこそ、今、考えておいてほしいと思うんです。

芸能界がらみの話をしましたが、IZAMとかT.M.Revolutinとか、どちらがどの服を来たら披露宴に出られるのかと思えるような、おじいさん、おばあさんが見たら泣くだらうなというウェアを着ている。片方で家がどうか養子縁組するとか、結婚届を出すとか。そういう意味では私の感覚よりは古い、常識的な生活をしている人もいる。外見だけでとらえてしまう今の社会、教育の分野があるのではないか。「婦人」という言葉、「めくら」「知的障害」の話がありました。社会全体で「婦人」という言葉が使われなくなっています。全国各地にあった

婦人相談所、婦人センターはほとんど女性センターに変わっています。それはなぜかということも勉強されると思います。「人権を子どもから考える」。子供といわずに「子ども」と、漢字ではなく、ひらがなで書こうという一つの運動がある。それを知っているのと知らないのでは大きな違いがある。そういう意味では、学んでもらう。知らないことそのものが罪だということが、どうもありません。知らないで、常識と思っている、知らないでよかれと思って、知らないで少なくとも悪意なくやっていることの中に、人を差別していることがあるかもしれない。

人権には教育が不可欠だと思います。学校の中に点字ブロックがあります。うっかりして歩いているとけつまずく。その人にとってはある意味で邪魔かもしれない。ものを引きずっていたりすると。でも片方で視力の障害のある方にとっては、点字ブロックはとても重要です。点字ブロックの上に自転車やオートバイを置くことは特に危ない。大学の中でもそういう光景が時々あるんです。とても残念だと思います。点字ブロックの上に自転車のように角のあるもの、触れたら転ぶようなものを置いて

おくことの危なさを知らない。もっと危ないのはオートバイです。点字ブロックの上は安心を場所だと思って歩きます。オートバイは、止めてすぐはエンジンは剥き出しですから火傷をするかもしれない。私も自分でバイクに乗りますが、大きなオートバイのエキゾーストの部分はすごい高温でしょう。整備していても火傷した経験があります。そういうものを点字ブロックの近辺に置いておくことの危なさ、非人道さを知っておいてほしい。それを設置する側の広報の義務もあるとは思いますが。

私は講義の時はコミュニケーションカードを書いてもらい、出席カードの裏に授業の感想とか何でも構わないから一言出してくれとしています。これまで花園大学や他の大学での講義の時代から十数年ありますが、特に、大きな教室の場合に出てくるのが「授業がやかましい。もっと怒って下さい」というコメントです。私は自分の授業は比較的静かに聞いて下さっているなと思うんですが、それでも「怒って下さい」と書いてくる学生の気持ちはわかるんです。彼は明らかに被害者なんだろう。「先生の話はつまらなかったから、もっと面白くして下さい」と言われたら、これは謝るしかない。「ごめん、

頑張る」。でもやかましくて気が散るということには寂しさを感じることがあります。学生同士で注意するのはむりでしょうか？先生方の中には頭から湯気を出して怒る人がいるようで、怒ると学生は静かになるようです。私は人に対して怒るタイプではないので、人に言いたいことは言うのですが、頭からどやしつけることはしていません。ただ授業の最中に私語をする、別のことをして人に迷惑をかけるのも、人権侵害の一種ではないか。少なくとも権利侵害ではないかと。大学の学費は講義1回当たり何千円でしょう。映画館でしゃべっていたら怒るでしょう。講義一コマは学割を使わない映画の倍くらいする。一度計算してみてください。心置きなく聞く権利をじゃまするわけですから。それ自体はおかしい。

人権ということで、私は大好きな、ある国際規定があります。それはユネスコの学習権宣言です。学習権宣言は「学習権は読み書きの権利であって、問い続け、深く考える権利であって、自分自身の世界を読み取って歴史を綴る権利である。これは人間の生存にとって不可欠なものであって、基本的な人権である」という。学習権は基本的な人権です。子どもの権利条約にも教育について

書いてあるところがあります。義務教育をしないといけない。高等教育は、なるべくたくさんの人が、できればすべての人が利用できるようにならないといけない。子どもの権利条約の趣旨からいけば、たとえば家庭が苦しいから大学が続けられないということは条約違反だろう。それを社会全体としてどう考えるのか。奨学金システムをどう考えるか。いろいろ考える宿題があるだろうと思っています。人権の問題は自分たちの生活からかなり距離を置いたところにあると考える人もある。そうでない人もいるかもしれない。私自身の人権という考え方が広すぎるという批判もあるかもしれません。

今日から始まるキャンパスライフ、長い人生の中で自分が今まで18年、その間に積み重ねてきた常識を振り返って、子ども期が終わった時点で、自分の子ども時代がどうだったのかを振り返っていただき、自分なりの人権感覚を、花園大学の中でぜひ磨いていただきたい。その時の一つとのヒントになるのは、人権というのは一本じゃないということです。人権と人権がぶつかる場合はたくさんあるんですね。私は、裁判所というところにいましたから、こっちも人権を主張する、あっちも人権を主張

するということに、たくさん出会いました。人権と人権との間をどう調和するかが今日の課題だろうと思います。その時、一定の余裕があることが大切です。これ一本ではなく、一度、真実だと思っていることを疑ってみる。そういうことが大事なことかなと思います。

もう一つはコミュニケーションをとること。人権のことで喧嘩しているかのように見える場合でも、お互いの相互理解が不十分な場合がたくさんあると思います。社会調査や心理テストの結果は、皆さんの場合、他人との距離を、かなり置いてものを考えすぎるという傾向を示しています。明日からオリエンテーションがあると思います。折角、全国、世界から集ってきたわけですから、いろいろな人と出会い、いろいろな人とコミュニケーションする中で、自分の常識、育ちを、もう一回振り返ってもらい、花園大学の構成員の一人として、人権を作り上げてもらえたらうれしいなと思います。私も週に3～4日はキャンパス内におります。今日お話したことに關しても、そうでない部分についても、ご意見を聞かせていただけたらありがたいと思います。どうもご静聴ありがとうございました。

お わ り に

野田先生、どうもありがとうございました。子どもを取り巻くいろいろな角度から、具体的な事件等を通して、人権のお話をしていただきました。考えさせられること、これからのキャンパスライフの中で活かしていただくべきものがたくさんあったことと思います。

他人の人権を侵害しないように心がけることは当然ですが、同時に、皆さん自身も人権を侵害されることがあってはなりません。どちらにせよ、問題が生じないように努めるととともに、もし問題が生じた場合には、一緒に考え、適切に対応していきたいと考えております。このため、本学には人権教育研究室が設置されていて、学生の皆さんも自由に出入りしていただき、平素から人権問題を共に考え研究し、共に取り組んで来ましたし、今後も、そうしていきたいと思っています。

毎年12月には人権週間行事として、前夜祭を入れると4日間、講演会などを開催しております。どういう方を呼んできて、どんな話をしてもらうかは、学生の皆さんからいろいろな意見を出していただき、講師との折衝

も学生にしてもらう方法がここ数年採られています。なかには、随分遠方まで出かけて口説いていただいたこともあります。このように、人権問題には、我々教職員だけでなく、学生も一緒になって、全学的に取り組む姿勢を今後とも続けていきたいと考えていますので、アイデア募集や企画会議などに、皆さんも大いにご参加くださるよう、お願いして、今日の講演会を終わります。

(西野 孝)

